

# 翟疆をめぐる断章（下）

——『吐魯番出土文書』割記<sup>(12)</sup>——

關 尾 史 郎

## 6. 翟疆文書群の内容<sup>(2)</sup>

本章においては、先に検討した葡萄園経営関連（I群）の文書に続いて、II群とした兵役忌避関連の文書について検討する。

先にII群とした文書は、A、B、C、H、およびIの5点だが、このうちHとIの2点は名籍を大きく超えるものではないので、兵役忌避と翟疆との関連を探るためには、A～Cの3点の分析に頼ることになる。ただこの3点とも行間に小字の挿入があり、その意味を確定しない限り、内容の捕捉が困難である。通常かかる小字は、その左側の行への補記・挿入と考えられているのだが、その左側の行が欠損などの理由で釈読できない箇所も少なくない。そこで3点中最も多くの文字が釈読されているBを最初に取り上げよう。

---

(1) アスターナ62号墓出土文書については、平成12～14年度科学研究費補助金（基盤研究(B)<sup>(1)</sup>）によるプロジェクト「トゥルファン出土文書および関連伴出資料の調査」（代表：荒川正晴大阪大学教授）の研究分担者として、2001年8月、ウルムチの新疆維吾爾自治区博物館で実見する機会があった。その折に得られた知見はすでに公表されており【荒川（編）2003】、本稿はこれに依拠している。また本稿は、平成17年度新潟大学人文社会・教育科学系学系長等裁量経費によるプロジェクト「大域的文化システムの再構成に関する資料学的研究」（代表：關尾）による研究成果の一部でもある。

なお（上）・（中）執筆後、トゥルファン出土文書に用いられている語彙の意味を解説した王啓濤の成果【E2005A】・【E2005B】に接することができた。これにより修正を要する箇所もないわけではないが、煩雑になるので機会をあらためることとし、前2篇と本篇で論旨に異同がある場合も逐一注記はしなかった。また「翟疆文書群」とした文書間相互の関係についても、（上）・（中）を修正する必要があるが、この点に関して、本篇の記述をもって最終的な理解としたい。

(2) Hには、令狐国（A、B）、韓暖（Bの韓□か）の名があり、IにはHにも出てくる闕媚興の名が見えているほか、Hの張西が張□の可能性もあるので、いずれも兵士の名籍であることは確実である。なお（上）、37頁を参照。

さてBを見ると、現存の冒頭部分に、某人が魯得、令狐国、および王朴子<sup>(3)</sup>を含む5名の兵士から「賕物」すなわち賄賂を受けたことが記されている。整理小組がこれに「翟疆辭爲受賕事」と名づけたのは、この冒頭部分を重視したからにはほかならないが、同様の文言はAにも見えている。Aの2行目と3行目の間に小字で挿入されている「□受魯得等五人□□」がそれで、下方の2字には「賕物」が入ると考えてよいだろう。ところでこの5名は、Bの中ほどに「(翟) 疆白、子等九人逋不從征、亡還。各□(中缺) 鞭二百」とある9名の一部と考えられる。ここに出てくる「子」とは冒頭の王朴子の省略形と判断されるからである。またさらにこの9名は、Aの「(前缺) 廿□當征行」とある20名余の「征行」にあてられた兵士の一部であった可能性が高い。翟疆はこのような兵士の「征行」に関与していたのではないだろうか。具体的には兵士の徵発・差遣の担当者であり、管理者といったところだろうか。このことは再論するとして、ここに見えている「征行」とは具体的にいかなる軍事行動だったのであるか。この点については定かでないが、Aには、「不往」・「□往」とも表現されているので、あるいはカラホージャ91号墓から出土した同時代の兵曹関係文書に散見される「往海守」や「往白芳守」といった守備任務だったのかもしれない<sup>(4)</sup>。この「海」はトゥルフアン盆地東端のクム・ターグ、また「白芳」はクム・ターグの北に位置するピチャンをそれぞれさしており、郡治の高昌県をはじめ、横截、田地、および高寧などの県から両地を守備するための人員が派遣されている<sup>(5)</sup>。また役務はともに一回10日間であった。AやBにその名が

- 
- (3) 2行目から3行目にかけて、「受兵魯得(下缺) 令狐國・王朴子等五人賕物」とあるが、1行目下端の欠損部分は大きさにして4cm前後、字数にして数文字程度と考えられるので、ここに2名の兵士の姓名が記されていたと考えてよいだろう。
- (4) 「往海守」は、①「建平年間(437-442年)兵曹下高昌・横截・田地三縣符爲發騎守海事」(75TKM91:26〈写・録〉【唐(主編)1992:67】)、②「北涼年次未詳(5世紀前期)兵曹條往守海人名文書」(75TKM91:40〈写・録〉【同:73】)などに、また「往白芳守」は、③「北涼年次未詳(5世紀前期)兵曹條守白芳人名文書(一)」(75TKM91:25〈写・録〉【同:72】)、④「北涼年次未詳(5世紀前期)兵曹條守白芳人名文書(二)」(75TKM91:42〈写・録〉【同:72】)などに、それぞれ見えている。
- (5) 詳細については、黄烈【黄1987】や唐長孺【唐1989】などの成果を参照されたい。
- (6) 荒川正晴の成果【荒川1986:40】によれば、高昌以外の3県はいずれも高昌以東に位置している。なお①では「騎」が差遣され、③は、租の滞納に関わる「謫」としての差遣だったという相違があるが、県単位で差遣員数が列挙されているという点は同じである。

見えているのは、高昌県から差遣された兵士だったと考えられる。おそらく差遣は、高昌郡から各県に宛てて発出された太守の符によって通達され、<sup>(7)</sup>県では「黄刺」によって当該者に出頭を指示する仕組みになっていたのであろう。<sup>(8)</sup>

また同じ兵曹関係文書のなかに、兵士の「長逋」を問題にしたものがあり、該当者には、「各罰髡鞭二百」という罪刑が兵曹掾から提起されている。<sup>(9)</sup>このうち「鞭二百」という数字は、Bの「鞭二百」と一致するので、これは王朴子ら9名の「逋不從征、亡還」に対する処分として下された裁定と見ることができよう。<sup>(10)</sup>ところで「長逋」の場合、措置が兵曹掾から太守に上言され、それが太守の裁可を経て執行されたものと考えられる。<sup>(11)</sup>またそのような上言の前提として、当該兵士の所属する部隊（幢）から「長逋」の事実が報告されたのであろう。<sup>(12)</sup>

(7) 根拠は、⑤「北涼年次未詳（5世紀前期）下二部督郵・縣主者符」（75TKM91:24〈写・録〉【唐1992:73】）である。①からして、県に対して差遣すべき騎兵の員数が指示され、県の責任で差遣すべき騎兵を特定したものと思われる。

(8) 根拠は、⑥「北涼年次未詳（5世紀前期）縣兵曹刺爲黠閱兵人事」（75TAM22:18〈写・録〉【唐1992:99】）である。

(9) ⑦「北涼年次未詳（5世紀前期）兵曹行罰兵士張宗受等文書」（75TKM91:28(a)〈写・録〉【唐（主編）:69】）。⑧「北涼義和年間（431-433年）兵曹行罰部隕五人文書」（75TKM91:29(a)〈写・録〉【同:65】）に「長□」とあるのも、「長逋」と考えてよいだろう。なお「長逋」は、⑨「北涼年次未詳（5世紀前期）某幢上言爲部隕王貴興等長逋事」（75TKM91:35〈写・録〉【同:74】）にも見えている。⑦では「各罰髡□二百」となっているが、本文にも掲げた⑧から「鞭」字を推補できる。なお「長逋」の主体について、⑦では「兵」と明記されており、Bと同じである。

(10) Bの「各□（下缺）鞭二百」の欠損部分は、⑧から「罰髡」の2字が入ると考えてよいだろう。

なおBの「從征」（Aの「征行」・「往」）は、註④に掲げたような「往海守」や「往白芳守」という10日間の役務であろうという前提で立論しているが、その程度の忌避を「長逋」と呼ぶのか、という疑問もあろう。しかしアスターナ91号墓からは、

⑩「北涼年次未詳（5世紀前期）坐闕馬逋謫白芳文書」（75TKM91:32〈写・録〉【唐（主編）1992:75】）や、⑪「北涼年次未詳（5世紀前期）馮淵上主將啓爲馬死不能更買事」（75TKM91:21〈写・録〉【同:76】）など「闕馬逋」に関する文書も出土している。字面から判断して、これは軍馬の検分を忌避したものと思われるので、それとの比較で言えば、10日間の役務拒否は「長逋」と呼ぶもののであろう。なお「闕馬逋」の刑罰は「往白芳守」だったので、役務日数は不明ながら、「長逋」のそれよりも軽かったことはまちがいない。

(11) 兵曹関係文書は、全面に勾勒が大書されているが、これは太守の裁可を表していると考えられる。

(12) その根拠は、註⑨の⑨だが、⑫「北涼年次未詳（5世紀前期）高寧縣上言」（75TKM91:36(a)〈写・録〉【唐（主編）1992:79】）のような文書もあるので、県が上言するような場合もあったのだろう。

そらく「長逋」に対する罪刑が「髡鞭二百」であることは既定だったのであろうが、その該当者の特定と刑の執行については、太守の最終的な承認が必要だったということだろう。いずれにせよ、翟彊には王朴子らに対する処分を決定する権限はなかったことは明らかである。もちろん兵曹掾だったわけでもないだろうから、兵士が所属する部隊ないしは県衙の吏であったということになる。その意味では、胡如雷の「軍事部門中の一個低級胥吏」【沙・孔（編）1984:37】や、唐長孺の「下級官或吏」【唐1989:386】といった先行研究の理解は正しい。ただつけ加えることができるとすれば、県衙とした場合、文書の出土した場所や状況などからして、それは郡治の高昌県だったということであろうか。また当時、郡のみならず県にも兵曹が設けられていたことは、以下の2点の文書から明らかである。

○「北涼年次未詳（5世紀前期）縣兵曹刺爲點閱兵人事」（75TAM22:18〈写・録〉【唐1992:99】）

\_\_\_\_\_□・宋□□

\_\_\_\_\_□・韓成・鞏黃・

\_\_\_\_\_通・令狐受・令狐宗

\_\_\_\_\_○黃刺到、到催同刺十五人具弓箭

\_\_\_\_\_會廿四日、縣閱過、一人不具、帥行鞭一百。

三月廿二日、起兵曹

□簿 雲 廷掾 超 録事 琿

ここでは15名（兵士であろうか）に対し、2日後に武具（弓箭）を用意して県（高昌県であろう）の閲兵を受けるべきことを兵曹が指示している。また指示を遵守しなかった場合の罰則として、事前に「鞭一百」が明示されている。

○「北涼建平六（442）年正月田地縣催諸軍到府召」（中国歴史博物館所蔵〈写〉）

【西林（監修）1999:図版Ⅵ、123】〈録〉【同:220】・【唐1989:382】

建平六年正月十二日、田地縣廷掾侯馥・李

珍、録事闕銀・闕林、兵曹張通・陳悅・

賊曹闕開・索珍、鎧曹闕苕・張慶貴

召○○○催諸軍破列并箭工・鎧工・

拾角、明寅到府。若違召不到、廷掾・録事受

罰二百、○○○主者受頓鞭、遠使一道。

召具。

本文書は出土地が不明で、周肇祥<sup>(13)</sup>の鑑定印が捺してある【西林（監修）1999：220】。ここにも、田地県の兵曹のほか、廷掾や録事といった職名が見えており、前者と一致する。また「罰二百」とあるのは、「鞭二百」のことであろう。「長逋」に対する罪刑と比べると「髡」が欠けているが、けっして軽くはない。

翟彊もこのような県の兵曹に関わる吏だったのではないだろうか。たしかにBには「兵」と明記されており、その部隊（幢）により深い関係を有する部署に彼が所属していた可能性も否定できないだろう。しかし5世紀の河西地域では、「兵」も特定の郡県郷里の籍によって把握されていたことが、「西涼建初十二年正月敦煌郡敦煌縣西宕郷高昌里籍」（B.L.S.113〈写〉）【周（主編）1990：50－51】〈録〉【池田1979：146－148】<sup>(14)</sup>に、「兵裴晟」、「兵裴保」、および「兵呂徳」<sup>(15)</sup>などが戸主として登載されていることから明らかなのである。これは西涼治下の敦煌の事例だが、丁中制度など一部をべつにすれば、北涼治下のトゥルファンで行われていた戸籍制度もほぼ同じだったと思われる<sup>(16)</sup>。つまりトゥルファンすなわち高昌郡でも「兵」は郡県郷里の籍で把握されており、その差遣には県の兵曹が責任を負っていたと考えることができるのである。したがって本稿では、翟彊について高昌県の兵曹の吏であったと考えておきたい。

それでは翟彊が深く関与したⅡ群の文書は、どのような目的で作成されたのだろうか。

まずはっきりしていることは、Cの現存2行目に「聞彊在獄」とあるので、

---

(13) 周肇祥（1880～1954年）は、清末・民国時代の著名な收藏家【西林（監修）1999：220註(5)】。

(14) 私自身も、2005年9月に大英図書館で当該戸籍を閲覧することができた（平成17年度科学研究費補助金・基盤研究(B)(2)「英仏所蔵敦煌・吐魯番出土漢文文献の古文書学的比較研究」〈代表：關尾〉による）。閲覧の成果は別稿で示すとして、本稿ではさしあたり先行の成果によっておく。

(15) 当該戸籍が一般の民戸籍なのか、それとも兵戸籍なのか、という点についてはなお定説がないのが現状だが、いずれであっても「兵」が郡県郷里の籍につけられていたことはまちがいでなく、そうであれば、郡や県の管轄下にあったと考えざるをえないだろう。

(16) 根拠は、西脇常記がベルリンで発見した「北涼承陽二（426）年十一月高昌郡高寧縣籍殘卷」（Ch6001v〈写〉）【西脇1997：図版11】〈録〉【關尾1998：254－255】】である。詳細については、別稿を用意している【關尾：待刊】。

翟彊が獄中にあるかないしはあったということである。それは次の行に「横見搏引」(横<sup>ま</sup>げて搏引せらる)とあるように、不当な処置と思われていた。そのような認識は、Aの末尾近くに2度にわたって出てくる「枉」字にも共通しよう。翟彊が獄につながれた理由は、言うまでもなく、Bに見えている「昧物」(「物を昧<sup>も</sup>める)や「昧罪」であろう。Bは冒頭部分が欠損しているので、推測に頼らざるをえないが、第三者が、翟彊が魯得ら5名の兵士から収賄し、それにより彼らの「不從征」を黙認したことを官府に訴え出たのではあるまいか。それに対して翟彊は直ちに辞をたてまつり、太守が指令「教」<sup>(18)</sup>を發して担当の部局「曹」<sup>(19)</sup>に調べさせることを求めると同時に、王朴子ら9名が差遣を逃れていたこと、彼らが帰還したならば所定の罪刑(「髡?鞭二百)に処すべきであること、しかし韓某だけが出頭したことなどを述べた。これに対して太守が翟彊に「勅」した(以下、不詳)。さらに翟彊は、直ちに太守が「諾書」<sup>(20)</sup>を「曹」(兵曹)に下し、該当する兵士を拘束して罪刑を執行するよう命じることを求めた。「款用□塞昧罪」という小字で挿入された句の意味を保留しなければな

(17) 王啓濤は、「昧物」に続く箇所を「放住殘」を「放住錢」と釈読し、その意味を「坐地貸出款項以取息」とする【王2005A:144】。たしかに3文字目は欠損部分が大きく、とくに左側の篇は釈読できないが、これでは文意が通じない。

(18) トゥルファン文書に見えている太守の「教」については、柳洪亮の言及があるが【柳1997B:298】、「勅」との違いなど詳細は未解決である。あくまでも翟彊文書群の範囲内では、「教」は「諾書」とともに、「曹」に發せられるのに対して、「勅」は翟彊個人を対象としているかのごとくである。なおBをはじめとする北涼時代の文書に見える「勅」について、中村圭爾は、北涼の王を發布者とするが【中村2001:149】、いずれも郡太守を發出者とすべきである。

(19) Bの「蒙教付曹檢校」とある「曹」は、何を「檢校」するのかによって理解が違ってこよう。翟彊の「昧物」が対象であれば、嚴耕望【嚴1963:282-283】の言う法曹かもしれないが、9名の兵士の「逋不從征」であれば、兵曹と考えることもできる。本稿ではB全体の主旨から、後者をとりた。

(19) 「諾書」について、柳洪亮は「教」と同一のものとしている【柳1997B:298】。この点について確定的なことは言えないが、本文や註でふれた兵曹関係文書が参考になろう。郡の兵曹からの上行文書であるこの文書のほとんどに入っている勾勒が、太守の裁可を表していると考えられることは註(11)で述べたとおりだが、これがさらに兵曹に下されて執行されたのであろう。このような裁可を経てそのまま下達された文書が「諾書」だったのであろう。

(20) Bの現存部分の末尾は「攝兵行□」だが、註(9)の⑦や⑧の末尾近くにある「行(刑)罰」という句から推補した。

らないのは遺憾だが、<sup>(21)</sup> おおよそBはこのように解釈できるのではあるまいか。たしかにこの句には「昧罪」とあり、また現存の冒頭部分に「昧物」という語が見えているものの、全体としては、翟彊が9名の兵士が差遣を逃れたこと、換言すれば役務を忌避したこと、そしてその罪刑を執行すべきことを強く働きかけているものと理解されるのである。兵士側の犯罪を言い立てることで、翟彊は自分に対する嫌疑を否定する作戦だったのではないだろうか。本文中、翟彊が名だけで頻出するBは、彼本人から出された辞であるとするのが最も妥当であろうが、その主旨は「受昧」にあるのではなく、「逋亡」にあったと思われるのであり、むしろAのタイトルこそBにふさわしいのではあるまいか。

一方それに対してAは、本文に「受令狐國（後缺）」とあるのみならず、小字でも「受魯得等五人（後缺）」とあるばかりか、先述したように「枉」字が末尾近くに2度使われており、翟彊に科された昧罪が冤罪であることを訴えることに力点が置かれていたことは明らかである。また翟彊が取賄したと仮定した場合、それは「逋亡」を黙認することと引き換えだったと考えることができよう。少なくともそのように考えられていたことはAから首肯されよう。いずれにせよ、AとBを同じ主旨のものとするのは不可能である。またこのAの本文の最後に「不受枉」とあるのは、翟彊自身の強い意志であったであろうから、この辞の主体も翟彊だったと判断される。

Bの文中に「彊即上辞」とあるので、B以前にも既に翟彊は辞を出していたわけで、それに続いてBを、そしてさらにAを、というように、翟彊は頻繁に辞を出した形跡がある。AにもBにも行間に小字による挿入があったり、塗抹された文字があったりする<sup>(23)</sup>ので、ともに草稿であった可能性が高いが、この一件をめぐる形勢がけって翟彊に有利な方向に展開していたわけではないことが見て取れるのである。

このAと表裏関係にあるCについてはどうだろうか。Aによる冤罪の主張

---

21) このうち「款用」の2字を王啓壽は、「款子費用」と解釈しているが【王2005A: 269】、やはり文意が通じない。

22) 文中、「(上缺)引彊」とあるのは、あるいはCの「横見搏引」に対応するのかもしれない。

23) ただし、翟彊自身がAやBを書いたのかどうかはわからない。Bが全体に細字であるのに対し、Aはやや太めで、「即」字や「枉」字などに草書の要素が認められるからである。

空しく、翟疆は獄中にあったものと思われる。そのため、翟疆自身がCを書いたのかは、なお検討の余地があるが、整理小組が「残啓」としているように、内容は十分に捕捉できない。しかしながら、翟疆の「昧物」とそれに対する審理、そしてその結果としての投獄が内容の中心になっていることは確実で、その再審なり釈放なりが啓の主張するところだったのではあるまいか。このように考えることができる<sup>(24)</sup>とすれば、Cを第一次面、Aを第二次面とする必要は必ずしもないと思われる。

Ⅱ群の文書について言えることは以上である。次章では、本章と前章での検討結果をふまえ、翟疆自身についてあらためて考えてみたい。

## 7. 翟 疆

本章では、Ⅲ群とした貸借関係関連の文書Dにも言及しながら、翟疆自身について考えてみよう。

既に論じたように、翟疆は葡萄園の経営をめぐる某績と係争中であった。Ⅰ群とした葡萄園経営関連の文書Fによれば、両者は6畝の葡萄園を「与共分治」していたのだが、具体的にいかなる問題が生じていたのか、またそもそも「与共分治」というのがいかなる関係だったのか、いずれも明らかではなく、結論は留保しておいた。この問題については再論するとして、ここでは、Ⅲ群の文書Dを見ておこう。

Dの大意は以下のようになろう（一部、推補）。翟疆は春に佛流（某人の奴であろうか）から麦2斛を借り受けた。夏に元利合わせて3斛を還すつもりでいたが、夏の収穫は期待したほどではなかった。そのために半分の1斛5斗は還せたが、また残りの1斛5斗は還せないままになっている。近々還すつもりでいたが、疆は貧困で、他には1頭の牛だけが手元にあった。しかし佛流は、翟疆の所有していた牛を持ち去ってしまい、4日たっても還してくれない。そこで、太守の指令（教）を当該の部局に出して、佛流に牛を還すように申し渡していただきたい。麦は近々佛流に還すつもりなので。以上、辞により申し上

---

(24) 整理小組は、Cの面を一次面66TAM62:6/3(a)、Aの面を二次面66TAM62:6/3(b)とするが、一方ではAを先に配列している。

(25) ただし「載致」の2字は解釈不能。



げる、と。ここでも麦の返還に遅滞を生じた理由を「貧□」と自ら述べている。Eの「□疆家理貧窮」、Fの「(前缺) □乏、外有責負」や「(前缺) 貧民」と同じような弁解であろうか。DとE、Fの時間差がどの程度あるのか不明なので、速断は避けなければならないが、あるいはEの「外責(後缺)」やFの「外有責負」とは、Dのことかもしれない。一方で佛流から春先に麦2斛を借り受け、一方では某績と葡萄園経営をめぐる係争中であった。D冒頭の「(前缺) 奴、々佛流」という箇所を奴の佛流と解釈できるとすれば、翟疆は奴婢からも麦を借り入れたことになるが、<sup>(26)</sup>そうであるとすれば、彼の貧窮ぶりもあながち誇張とばかりは言えないかもしれない。また6畝の葡萄園というのは、5世紀中頃のトゥルファンにおいては比較的大きい部類に属することをふまえると、彼自身がその保有者であったとは考えがたく、やはり胡如雷が述べているように【沙・孔(編)1984:37】、某績が保有者で、彼は夏田者というのが事実であろう。そのことは、翟疆がEで「責棵」や「糞十車」を負担したと述べていることから傍証されよう。既に「北涼建平五(441)年正月張善奴夏葡萄園券」(2001年香港クリスティーズオークション出展〈写〉【Christie's2001:24、25】〈録〉【王2003:74-75】・【關尾2004B:75】)を引いて示したように、葡萄園にかかる田租すなわち租酒はその保有者に納入義務があったからである。「責棵」や「糞十車」が保有者の負担でなかったと断言することはできないが、保有者であるのなら、なによりも租酒の納入如何が問題とされるであろう。このような点からも、翟疆は某績保有の葡萄園の夏田者だったと考えられるのである。しかるにここでも彼は、夏田者としての義務を保有者に対して果たしていなかったのであろう、「今年風虫、蒲陶三分枯花」(E)とか、「(前缺一枯花)とか言いながら。係争はそれがために起こるべくして起こったのではあるまいか。

他方、彼は高昌郡の郡治である高昌県のおそらくは兵曹の吏であった。しか

---

(26) DとE、Fの書風の違いは大きくはないように見えるが、E、Fでは「曹」字となっている箇所が、Dでは、「曹」字になっている。

(27) 胡如雷は、佛流について「(某績とは)別人」と述べるだけで、佛流の身分については言及を避けている【沙・孔(編)1984:36】。ただ一般の民戸(翟疆は吏だったと考えられるが)と奴婢の間での貸借関係が法的に存在しえたのか、という点については疑問なしとしない。

し職務の上でも「賂物」の嫌疑をかけられ、獄中にいたこともあった。彼自身は兵役を忌避した兵士に対する罪刑の確定を重ねて上言する一方で、彼らからの取賄については否定し、それが冤罪であることを繰り返して述べてもいた。<sup>(28)</sup>しかしⅠ群とⅢ群の文書に共通して見られ、ほとんど常套句とも言える貧窮の告白は、Ⅱ群の文書を含めた文書群全体を通じて観取される彼の旺盛かつ執拗な自己弁護と相俟って、かえって彼の取賄が真実ではなかったかという思いを抱かせてしまう。もちろん翟彊を断罪する権利は我々にはないのだから、この判断には慎重でなければならないが、翟彊の人物像が彷彿とされるのは私だけではないだろう。

それよりも、ここで確認しておかなければならないのは、吏という身分の経済的な位相であろう。翟彊に関する限り、ここに述べたように、彼自身の表白による貧窮とはあながち誇張とも思えないものであった。同時代のトゥルファン文書にこれを傍証するようなのは残念ながら見当たらないが、<sup>(29)</sup>近年、黎虎は長沙出土呉簡などを手がかりとしながら、魏晋南北朝時代の吏の負担(吏役)が重く、その地位が卑賤化していったことを説いている【黎2005】。あるいは5世紀前期、北涼政権下のトゥルファンに生きた県吏、翟彊にもその影を見ることができるとはならないだろうか。

## おわりに

多くの紙幅を費やしながらか、また文書を実見しながら、翟彊とその周辺の問題について本稿が明らかにしえた点は決して多くはない。胡如雷や祝総斌、さらには唐長孺ら諸先学の見解を敷衍したにすぎないという批判も、甘んじて

---

(28) 兵役忌避関連とした文書はA~Iの9点中、A~C、H、およびIの5点だが、このほか整理小組がAやCの一部とした小断片も「賂物」や「檢校」といった語が見えるので、この一群に分類されるべきものである。これらが同じ主旨の草稿である可能性も否定できないが、この問題で翟彊が上言した文書は実際には我々が知ることのできるものを上回ると考えるべきであろう。

(29) 「北涼年次未詳(5世紀前期)倉吏侯暹啓」(75TKM96:37〈写・録〉)【唐(主編)1992:35】は、倉吏の侯暹が40代後半ながら久しく病にあり、職務で失策を犯して処罰されたことを述べる。経済的にも苦境にあったと推測されるが、确实なところは定かではない。

受けるしかないかもしれない。ただ私にも弁解の機会が与えられるのならば、本稿は、翟彊その人自身と、彼が必死になって書いたと思われる辞に代表される文書群に対する関心に支えられており、当時の諸制度を解明する意図は当初より慮外におかれていた。したがってそのような試みとして本稿が俎上に乗せられることを念願して、擱筆したい。

【附：翟彊文書群一覧】<sup>(30)</sup>

A 「北涼年次未詳（5世紀前期）翟彊辭爲征行逋亡事」（66TAM62:6/3(b)  
〈写・録〉【唐（主編）1992:48】）

\_\_\_\_\_ □ 翟彊 \_\_\_\_\_  
當  
\_\_\_\_\_ □ 廿 □ 征行、其 □ \_\_\_\_\_  
□ 受魯得等五人 □ □  
\_\_\_\_\_ □ 令、逋不往、還即白逋。 □ □  
□ 往  
\_\_\_\_\_ □ 竟、受令狐國 □ □ □ □ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 引彊 ○ 云共彊知受 □ □  
\_\_\_\_\_ 乞賜教付曹、召款并枉 □  
\_\_\_\_\_ □ 不受枉。謹辭。

B 「北涼年次未詳（5世紀前期）翟彊辭爲受賕事」（66TAM62:6/5 〈写・録〉【同上:49】）

[前 缺]  
\_\_\_\_\_ □ □ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ □ □ 受兵魯得 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 令狐國・王朴子等五人賕物、放行殘 \_\_\_\_\_  
彊  
\_\_\_\_\_ □ □ 逋。即上辭、蒙教付曹檢校。款置 \_\_\_\_\_  
□ 亡還。

(30) 釈読自体は、(上) や (中) と同じだが、本稿では一部句読点の位置をあらためた。

恤。疆白；子等九人、逋不從征、各

款用塞昧罪。○

鞭二百。韓一人款、勅疆省冀表逋

白；

塞昧罪。疆即以諾書付曹、攝兵行

[後 缺]

C 「北涼年次未詳（5世紀前期）翟疆殘啓」（66TAM62:6/3(a)〈写・録〉【同上：49】）

[前 缺]

為款見言云；疆共款

不見申理。聞疆在獄、逋

並

疆利、橫見瘴引、曹

賜教付曹、明為

啓。

D 「北涼年次未詳（5世紀前期）翟疆辭為負麥被拙牛事」（66TAM62:6/2〈写・録〉【同上：50】）

[前 缺]

春從人奴、々佛流

二斛、夏償麥三斛、

夏麥惡、已償

麥一斛五斗、殘負麥一斛五斗、比

尔當方宜索償。疆是貧

、外牛一頭載致。流拙牛

去、經四日。願賜教付曹、

流以牛見還。比尔當舉使

償流。謹辭以聞。

E「北涼年次未詳（5世紀前期）翟彊辭爲共治葡萄園事一」（66TAM62:6/4、6/8〈写·録〉【同上:51、54】、【王1998:150】）

[前 缺]

\_\_\_\_\_□□\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_秋當与□\_\_\_\_\_

□殘少多、用了外責□\_\_\_\_\_

今年風虫、蒲陶三分枯花。□

□彊家理貧窮、每調陪□

与續辭索、訴詣曹久、續投了□

作高□□

□□多与共各解。續身知剪

□所牧無穫曹符下、累次下積

共

□寔不來欲行被刺。彊續有要

大□入界要從大例。惟有殘少

\_\_\_\_\_東垂麥際、為賊所□

\_\_\_\_\_□保察督□

\_\_\_\_\_分處。謹辭。

F「北涼年次未詳（5世紀前期）翟彊辭爲共治葡萄園事二」（66TAM62:6/1〈写·録〉【唐（主編）1992:52】）

[前 缺]

\_\_\_\_\_□□□□\_\_\_\_\_

□□乏、外有責負。□\_\_\_\_\_

□續蒲陶六畝、与共分治。□\_\_\_\_\_

為理。去春為出責棵\_\_\_\_\_

糞十車□秋當\_\_\_\_\_

望殘少多用俟

結要。若□賊要\_\_\_\_\_

貧民不□□年多\_\_\_\_\_

一枯花□□々有\_\_\_\_\_

為分處□□水火□\_\_\_\_\_

教付曹。

辭。

G 「北涼年次未詳（5世紀前期）翟彊殘辭」（66TAM62:6/7、6/10〈写・録〉【同上:53】）

翟彊辭。

續  詣

[後 缺]

H 「北涼年次未詳（5世紀前期）韓暖等名籍」（66TAM62:6/6(a)〈写・録〉【同上:53】）

[前 缺]

、韓暖、令狐國、趙

、闕媚興、張西、嚴

[後 缺]

I 「北涼年次未詳（5世紀前期）闕媚興等名籍」（66TAM62:6/9〈写・録〉【同上:53】）

[前 缺]

人。

相明、張

嚴、闕媚興、

[後 缺]

J 「北涼年次未詳（5世紀前期）某人殘辭」（66TAM62:6/6(b)〈写・録〉【同上:54】、【王1998:150】）

[前 缺]

不留辭達煩

緣由謹辭。

## 【参考文献略号】

[日文・五十音順]

荒川正晴

- 1986 「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐって－主としてトゥルファン出土資料による－」、『史学雑誌』第95編第3号：37-74。
- 2003 (編)『トゥルファン出土文書および関連伴出資料の調査』平成12～14年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1))研究成果報告書、豊中：大阪大学大学院文学研究科。

池田 温

- 1979 『中国古代籍帳研究－概観・録文－』、東京：東京大学出版会。

關尾史郎

- 1998 「〔承陽〕備忘－『吐魯番出土文書』割記再捕－」、『東洋史苑』第50・51号：253-265。
- 2004A 「翟彊をめぐる断章－『吐魯番出土文書』割記(12)－」(上)、『資料学研究』第1号：左27-42。
- 2004B 「トゥルファン将来、「五胡」時代契約文書簡介」、『西北出土文献研究』創刊号：71-90。
- 2005 「翟彊をめぐる断章－『吐魯番出土文書』割記(12)－」(中)、『資料学研究』第2号：左25-36。
- 待刊 「吐魯番将来〈五胡〉時期的戸籍残卷三種－柏林藏 Ch6001v 与聖彼得堡Ⅹ x 08519v－」。

中村圭爾

- 2001 (編)『魏晋南北朝における公文書と文書行政の研究』平成10～12年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書、大阪：大阪市立大学文学部。

西林昭一

- 1999 (監修)『中国歴史博物館蔵法書大観』第11卷(晋唐写経晋唐文書)、京都：柳原書店。

西脇常記

- 1997 『ベルリン・トルファン・コレクション漢語文書研究』、京都：京都大学総合人間学部西脇研究室。

[中文・画数順]

王 素

- 2003 「略談香港新見吐魯番契券の意義－《高昌史稿・統治編》続編之一－」、『文物』2003年第10期：73-76、96。

王啓濤

- 2005A 『吐魯番出土文書詞語考釈』、成都：巴蜀書社。
- 2005B 『吐魯番出土文書研究』、成都：巴蜀書社。

沙 知·孔祥星

1984 (編)『敦煌吐魯番文書研究』、蘭州：甘肅人民出版社。

周紹良

1990 (主編)『英藏敦煌文獻(漢文佛經以外部份)』第1卷、成都：四川人民出版社。

柳洪亮

1997 A 「高昌郡官府文書中所見十六國時期郡府官僚機構的運行機制」、中華書局編輯部(編)『文史』第43輯：73-104、北京：中華書局。

1997 B 『新出吐魯番文書及其研究』、烏魯木齊：新疆人民出版社。

祝綵斌

1983 「高昌官府文書雜考」、北京大學中國中古史研究中心(編)『敦煌吐魯番文獻研究論集』第2輯：465-501、北京：北京大學出版社。

胡如雷

1978 「幾件新疆出土文書中反映的十六國時期租佃契約關係」、『文物』1978年第6期：22-25。

唐長孺

1982 「吐魯番出土文書中所見的高昌郡軍事制度」、『社會科學戰線』1982年第3期：154-163。

1989 『山居存稿』、北京：中華書局。

1992 (主編)『吐魯番出土文書』壹、北京：文物出版社。

黃 烈

1987 『中國古代民族史研究』、北京：人民出版社。

黎 虎

2005 「“吏戶” 獻疑—從長沙走馬樓吳簡談起—」、『歷史研究』2005年第3期：53-68。

嚴耕望

1963 『中國地方行政制度史』上編(三)、台北：中央研究院歷史語言研究所。

[歐文]

Christie's

2001 (ed.) *Fine Classical Chinese Paintings and Calligraphy* (Hong-Kong).

(2006年2月3日稿了)